ＪＤ3963	142588	まなか丸	28. 3.10
ＪＤ3971	142600	第一東西丸	28. 3. 9
ＪＤ3978	142609	ぽせいどん	28. 3. 1
ＪＤ3979	142610	おおとり	28. 3.16
ＪＤ3981	142612	東秀丸	28. 3.31
ＪＤ3990	142621	かなざわ	28. 3.11
ＪＤ3995	142631	第十一重福丸	28. 3.17
ＪＤ3997	142633	さつき	28. 3.14
ＪＤ4002	142640	新大共丸	28. 3. 9
ＪＤ4003	142641	せいふう	28. 3. 8
ＪＤ4004	142643	三萬吉７	28. 3. 9
ＪＤ4007	142652	第一ヨーコープ	28. 3.15
ＪＤ4011	142658	栄昌丸	28. 3.16
ＪＤ4012	142659	第五共栄丸	28. 3.14
ＪＤ4019	142667	うわかぜ	28. 3.28
ＪＤ4021	142673	第八鈴鹿丸	28. 3.31
ＪＤ4022	142675	ＧＲＡＮＤ　ＯＰＥＲＡ	28. 3.11
７ＪＷＦ	142624	ＫＯＨＯ　Ｉ	28. 4.19
７ＪＷＬ	142646	ＭＯＬ　ＣＯＭＰＥＴＥＮＣＥ	28. 4.27
ＪＤ3961	142585	第八源福丸	28. 4. 5
ＪＤ3988	142619	第十八開運丸	28. 4.21
ＪＤ3991	142622	Ｓｅａ　Ｆｒｉｅｎｄ　７	28. 4.11
ＪＤ3994	142628	藍丸	28. 4.21
ＪＤ3999	142637	愛宕丸	28. 4. 1
ＪＤ4000	142638	第五阿弥山	28. 4. 7
ＪＤ4008	142653	第八星洋丸	28. 4.15
ＪＤ4010	142657	第十一旭丸	28. 4. 6
ＪＤ4013	142661	はやかぜ	28. 4.13
ＪＤ4016	142664	立振丸	28. 4. 7
ＪＤ4018	142666	はやと	28. 4.18
ＪＤ4027	142687	第三十一進宏丸	28. 4.13
ＪＤ4057	140437	興洋	28. 4.20
７ＪＷＩ	142630	第二源榮丸	28. 5. 9
７ＪＷＪ	142636	ＣＯＵＲＡＧＥＯＵＳ　ＡＣＥ	28. 5.11
７ＪＷＷ	142669	ＣＯＲＯＮＡ　ＶＩＣＴＯＲＹ	28. 5.27
７ＪＷＸ	142671	ＰＥＧＡＳＵＳ　ＡＣＥ	28. 5.13
７ＪＷＺ	142682	ＣＡＲＤＩＮＡＬ　ＶＩＣＴＯＲＹ	28. 5.24
７ＪＸＡ	142683	ＳＨＩＮ　ＫＯＨＯ	28. 5. 9
７ＪＸＢ	142684	第八十八花咲丸	28. 5.31
ＪＤ3965	142591	フェリーしまんと	28. 5. 6
ＪＤ3993	142626	勇青昇	28. 5. 9
ＪＤ4005	142645	かがやき	28. 5.24
ＪＤ4009	142654	聖嶺	28. 5.10
ＪＤ4014	142662	人見丸	28. 5.19
ＪＤ4015	142663	えびす丸	28. 5.12
ＪＤ4017	142665	第２いずみ丸	28. 5.24
ＪＤ4020	142670	まみや	28. 5.26
ＪＤ4031	142698	夢運便	28. 5.12
ＪＤ4032	142699	ＭＥＩＲＹＵ	28. 5.16
ＪＤ4034	142702	第八めいわ丸	28. 5.30
ＪＤ4043	142713	第三十八安芸丸	28. 5.31
７ＪＷＧ	142627	おがさわら丸	28. 6. 6
７ＪＸＣ	142685	第六十五欣栄丸	28. 6.23
７ＪＸＮ	142719	ＣＡＰＥ　ＳＡＳＡＮＱＵＡ	28. 6.29
ＪＤ4001	142639	第三十八満吉丸	28. 6. 9
ＪＤ4025	142679	遊なぎ	28. 6. 1
ＪＤ4026	142681	かいせい	28. 6.24
ＪＤ4028	142688	桜栄丸	28. 6.15
ＪＤ4030	142690	寿鷲丸	28. 6. 3
ＪＤ4037	142707	春日５	28. 6.17
ＪＤ4040	142710	菱幸丸	28. 6.27
ＪＤ4046	142722	ははじま丸	28. 6. 8
ＪＤ4048	142724	第八ヨーコープ	28. 6.27
ＪＤ4055	142732	ニューストリームＩＩ	28. 6.24

○国土交通省告示第千六十三号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年九月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
	平成		
7477	6. 3.30	126586	第二永寿丸
4529	7. 6.22	121772	おとはま
2929	13. 4.20	128045	清勝丸
A06171014	18. 4.28	92929	すみれ
A09171438	21. 8.31	118191	黒瀬丸
A11131035	23. 7.19	140082	ビックマーリン
A151918015	27. 5.11	128609	金紘丸
A0518135	17. 1.19	133909	第七福神丸
A05171457	17. 6. 3	130972	第一いく丸
A0610133	18. 2.22	126413	第十五海鷹丸
A06171025	18. 6.16	128060	マリン１号
A061311133	18. 9.29	131500	第七海星丸
A06131059	18.10.12	140045	第二すずよし
A06101326	18.10.23	127157	第五十三富丸
A07181323	19. 5. 8	140552	雄山丸
A0721124	19. 8. 9	130065	さんえい
A07141025	19.11.28	140638	由良丸
A08141310	20. 4. 1	130103	鵬伸丸
A1011112	22. 4.28	136612	大一丸拾八號
A10131030	22. 5.18	133456	たいせい
A10131044	22. 7. 2	130142	レスポワール
A101311130	22.11.10	137109	しゅうほう
A1110102	23. 4.21	132863	第五十五大彦丸
A1218166	24.12.25	133887	第一八三佐賀明神丸
A131114001	25. 1.22	130889	第三八興丸
A131510006	25. 2.12	115721	第二十一長洋丸
A131013005	25. 5. 2	123616	第八若潮丸
A141311046	26. 5. 1	130098	第八太宝丸
A141310046	26.12.16	101981	協栄丸
A151813035	27. 7.21	136536	新大誠
A151810017	27.10.26	133392	明和丸

○国土交通省告示第千六十四号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年九月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
	昭和		
3487	55.10.13	125062	給水丸
2513	63. 5.16	130961	第三更賜丸
	平成		
13581	1. 1.31	128785	第二十二港丸
1518	3. 6.24	132183	第十八蛭子丸
4938	5. 4. 5	126775	第五金比羅丸
14912	9. 6.12	123790	第十二大佑丸
7512	11.12.13	133924	第一じょういち丸
7671	14. 2. 6	116087	日の出丸
A02151062	14. 9.10	137089	泰晴丸
A02181219	14.12.26	133972	裕鷹丸
A03101315	15. 6.19	135381	第六十五三光丸
A04171511	16. 7. 7	131802	明信丸
A04111403	16. 7.28	130098	第八太宝丸
A04141325	16.12. 9	133274	第三十八大洋丸

○東北地方整備局告示第百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十三日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類及び路線名

一般国道四号

二　占用を制限する区域

図面縦覧場所

〃　七号

大十和田市字馬洗場大字洞内字妻ノ神三九番から同市字下洞町内三まで

青森北道路事務所及び同所

平川市猿賀字関ケ田二四番一から同市猿賀字関ケ原七七番一まで

東北地方整備局河川国道事務所及び同局

古懸向安田

三　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年九月二十日